

免除された期間の年金はどうなるの？

- 全額免除期間の老齢基礎年金額は、保険料を納めた場合の2分の1で計算されます。
- 免除期間の保険料は、10年以内であれば、あとから保険料を納めること(追納)ができます。
 - ・老齢基礎年金を受けられている方は追納することができません。
 - ・追納をご希望のときは、お近くの年金事務所にご相談ください。

国民年金は3つの年金であなたをサポートします！

- 老齢基礎年金平成26年度年金額 772,800円(満額)
 - ・20歳から60歳までの40年間、全期間保険料を納付された方は65歳から満額の老齢基礎年金を受け取れます。
 - ・お勤めしていた期間の年金は、老齢厚生年金として受け取れます。
 - 障害基礎年金平成26年度年金額 966,000円(1級)
772,800円(2級)
 - ・国民年金に加入中の病気やケガにより、障害の状態にある間は障害基礎年金を受け取れます。
 - 遺族基礎年金平成26年度年金額 995,200円(子が1人いる配偶者の場合)
(基本額772,800円+子の加算額222,400円)
 - ・国民年金に加入中の方が亡くなったとき、その方に生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」が遺族基礎年金を受け取れます。
 - ・遺族基礎年金の支給は、子が18歳に到達する年度の末日まで(子に障害がある場合は20歳まで)です。
- (注)年金を受け取るには、一定の要件が必要です。

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

【お問い合わせ先】 役場住民生活課 ☎ 77-3613 由岐支所 ☎ 78-2211

【阿南・那賀・美波定住自立圏共生ビジョン】 女性支援パートナーシップ事業

女性のための生き方なんでも相談

～ひとりで悩んでいませんか？ まずは相談してみませんか・・・？～

プロの女性カウンセラー(徳島市在住)による相談です

秘密は厳守いたします

相談日 毎週火曜日 午後1時から午後5時
第2・第4金曜日 午後1時から午後4時
(祝日・年末、年始は除きます)

場所 富岡町北通9番地 阿南市民会館2階
男女共同参画室分室〈相談室〉
☎ 0884-22-0361

♪相談時間は1回50分です 相談料は無料です
♪面接相談・電話相談とも予約が必要です

*来月以降の相談日は「まちの相談カレンダー」でお確かめください

